

「大阪市立学校給食調理等業務委託長期継続」及び
「大阪市立学校給食調理・配送・配膳等業務委託長期継続（概算契約）」
総合評価一般競争入札落札者決定基準

落札者決定基準

大阪市が総合評価一般競争入札方式で発注する大阪市立学校給食調理等業務委託及び大阪市立学校給食調理・配送・配膳等業務（以下「本件業務」という。）委託に係る落札者決定基準を次のとおり定める。

1 落札候補者決定基準

(1) 総合評価点

価格点と技術点の合計点である総合評価点は100点満点とし、その内訳は、価格点30点、技術点70点とする。

(2) 落札候補者の決定方法

- ア 落札候補者の決定方法については、次に掲げる各要件全てに該当する入札者のうち、2により算出された総合評価点が最も高いものを落札候補者とする。
- ・ 価格点の基となる入札価格が、予定価格以下であること。
 - ・ 提出された提案書に基づく技術点の獲得点が、技術点全体の6割（42点）以上であること。
- イ 応札者のうち、総合評価点の最高得点が同点で2者以上である場合
- ・ 入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が異なる場合
「技術点」が高いものを落札者とする。
 - ・ 入札者それぞれの「価格点」、「技術点」が同じ場合
「技術評価における重要項目の点数」が高いものを落札者とする。
重要項目は、技術評価の2とする。
 - ・ 入札者それぞれの、「価格点」、「技術点」、「技術評価における重要項目の点数」が同じ場合
別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

2 総合評価点の算出

総合評価点の基となる価格点及び技術点の算出については、次のとおりとする。

(1) 価格評価

- ・ 価格点は、本件業務の入札価格に応じて次の方法により点数化するものとし、30点以上となる場合は30点とする。なお、価格点は小数第3位を四捨五入するものとする。

$$\text{価格点} = 30 \times \{(\text{予定価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格}\}$$

(2) 技術評価

- ア 事業実施運営については、「様式4」「様式5」「様式6」「様式8」にもとづいて評価する。
- イ 調理従事体制等については、「様式7」「様式8」「様式9」「様式10」にもとづいて評価する。
- ウ 調理工程については、「様式11」にもとづいて評価する。
- エ 事故発生時の対応については、「様式12」にもとづいて評価する。
- オ 業務実績については、受託業務において実施している業務評価にもとづいて評価する。

3 評価項目および評価点

審査項目に対する評価基準及び評価点数等は、別紙「評価項目及び評価基準（技術評価）」のとおりとする。